

件名	えひめお接待の心観光振興条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与するため、この条例を制定するものである。</p> <p>前文</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 基本理念</p> <p>第4条 県の責務</p> <p>第5条 県民の役割</p> <p>第6条 観光事業者の役割</p> <p>第7条 観光関係団体の役割</p> <p>第8条 他の地方公共団体との連携等</p> <p>第9条 施策の基本方針</p> <p>第10条 観光振興基本計画</p> <p>第11条 調査、研究及び情報の収集</p> <p>第12条 推進体制の整備</p> <p>第13条 財政上の措置</p> <p>第14条 雑則</p> <p>附則</p>	
施行日	平成22年4月1日